

道路災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定 募集要領

「道路災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集しますので、基本協定の締結を希望される方は下記の基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いします。

令和6年2月5日

中国地方整備局

広島国道事務所長 田宮 佳代子

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 道路災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定
- (2) 活動場所 広島国道事務所管内の下記①～④及び施工中の改築区間とする。
ただし、地区ごとに協定業者が希望する優先順位を付けるものとする。
 - ①可部地区（国道54号、広島南道路）
 - ②呉地区（国道31号（呉市）、国道185号、安芸津バイパス）
 - ③西条地区（国道2号（東広島市、竹原市）、東広島バイパス（東広島市）、東広島・呉自動車道）
 - ④広島地区（国道2号（広島市、海田町、廿日市市、大竹市）、国道31号（広島市、海田町、坂町）、西広島バイパス、東広島バイパス（広島市、海田町）、安芸バイパス、岩国・大竹道路）
- (3) 活動内容 広島国道事務所の所管施設等において災害が発生、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するものである。また、緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6（以下、「災対法」という。）に基づき、移動命令の伝達、周知のための立て看板の設置、車両等の移動、土地の一時使用・障害物の処分の措置（以下、「車両移動等の措置」という。）も実施する。
- (4) 協定期間 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
なお、本協定期間の満了日の2ヶ月前までに広島国道事務所、災害協定業者のいずれからも協定締結に関して意思表示がない場合は、期間終了の日の翌日から1年間、本協定を更新するものとし、以後同様とする。
ただし、一般競争参加資格及び技術者等に変更が生じた場合は、
3. 応募資格の確認等に準じて提出するものとする。
なお、一般競争参加資格を失った場合は、基本協定を解除する。

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和 5・6 年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を単体で受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 過去 15 年間（平成 21 年 4 月 1 日以降）の工事の施工実績（履行中を含む）があること。
- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。
 - ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「監理技術者制度運用マニュアルニー 4 (2), (3)」による。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
 - ② 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・ 1 級建設機械施工技士
 - ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。
 - ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- (7) 基本協定参加資格確認申請書（公募参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 広島県内に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所が存在すること。
- (9) 令和6年度において広島国道事務所が発注した各維持、保守工事を請け負っている者については、当該保守工事区域以外に調整する。

3. 応募資格の確認等

申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出のこと。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の施工実績【別記様式2】

CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類(契約書の写し等)を提出のこと。

③技術者の資格【別記様式3】

技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。

なお、複数の技術者を登録することは可能である。

④道路災害応急対策担当区域図【別図-1】

建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所及び資機材置き場の位置を記入し提出のこと。なお、別図-1の範囲で会社及び資機材置き場の位置が入らない場合は、希望する担当区域との位置関係がわかる縮尺の入った図面等(様式自由)を提出のこと。

⑤担当区域希望調査票【別紙-1】

管内の4区域について、希望順位を記載して提出のこと。

また、希望する区域の出張所までの建設資機材等の搬入時間を記載のこと。

⑥提供可能な建設資機材等表【別紙-2】

提供できる人員、建設資機等の数量を記載のこと。(人員の提供を必須とするので、記入漏れのないこと。)

4. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2.に掲げる応募資格を満たしている者で行う。

協定は、複数の区域を重複して締結できない。

- (2) 応募者が多数の場合は、各出張所管内に必要とする人員、建設資機材等の数量や搬入時間等を勘案して決定する。

5. 申請手続き等

(1) 手続き担当部局

〒734-0022 広島県広島市南区東雲2丁目13-28
国土交通省中国地方整備局 広島国道事務所
防災情報課 防災情報課長 寺坂 淳志
TEL 082-281-4133 内線281
FAX 082-286-7897

(2) 受付期間等

申請書については、以下のとおり提出のこと。

- ①受付期間：令和6年2月6日（火）から令和6年2月22日（木）までの休日を除く毎日、9時30分から16時00分までとする。
- ②提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とする。
- ③提出場所：5.（1）に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問は、書面（様式は自由）により提出のこと。

- ①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。
- ②受領期間：令和6年2月6日（火）から令和6年2月20日（火）までの休日を除く毎日、9時30分から16時00分までとする。
- ③提出場所：5.（1）に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行う。

- ①期 間：質問を受理してから適宜に、令和6年2月22日（木）までの休日を除く毎日、9時30分から16時00分までとする。
- ②場 所：5.（1）に同じ。

6. その他

- ①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。
- ③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しない。
- ④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めない。

基本協定参加資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

広島国道事務所長 田宮 佳代子 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和6年2月5日付けで募集のありました「道路災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書3②に定める過去の施工実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書3③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書3④別図-1『道路災害応急対策担当区域図』
※会社及び資機材置き場の分かる詳細な地図
- 4 基本協定締結説明書3⑤別紙-1『担当区域希望調査票』
- 5 基本協定締結説明書3⑥別紙-2『提供可能な建設資機材等表』

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

Mail:aaaa_bbbb@cccc.co.jp

過去の施工実績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	年 月 ~ 年 月
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
C O R I N S への登録の有無	有り (登録番号を明記) 又は無し	

注) ・CORINS 登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINS に登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事实績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINS データに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面は A 3 以下に縮小のこと。

(別記様式3)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 ^(フリガナ)		技術者 ○○ ○○ ○○ ○○
生年月日 (和暦)		昭和○○年○○月○○日
最終学歴		○○大学 ○○科 ○○年卒業
法令等による資格・免許		1級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)
貴社に在籍される技術者数	1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	
	2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工管理技士	
	その他	

- ・代表の技術者を複数登録することも可能です。
- ・貴社に在籍される技術者は実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.(6)②に示す資格のことです。

コメント欄

(登録にあたり特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出
※担当者のメールアドレスを必ず記載して下さい。

会社の施工実績関係

- 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出

技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料 →必須提出
→（健康保険被保険者証、監理技術者証等）
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

技術資料

- 別図－1 『道路災害応急対策担当区域図』 →必須提出
- 別紙－1 『担当区域希望調査票』 →必須提出
- 別紙－2 『提供可能な建設資機材等表』 →必須提出
→但し、別紙－2（1／4）「要請時の連絡先登録用」は協定締結後でも可
- その他詳細な地図等参考資料 →必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。

別紙－1 『担当区域希望調査票』

管内の4区域について、希望順位を記載願います。なお、区域名については、別図－1『道路災害応急対策担当区域図』を参照願います。

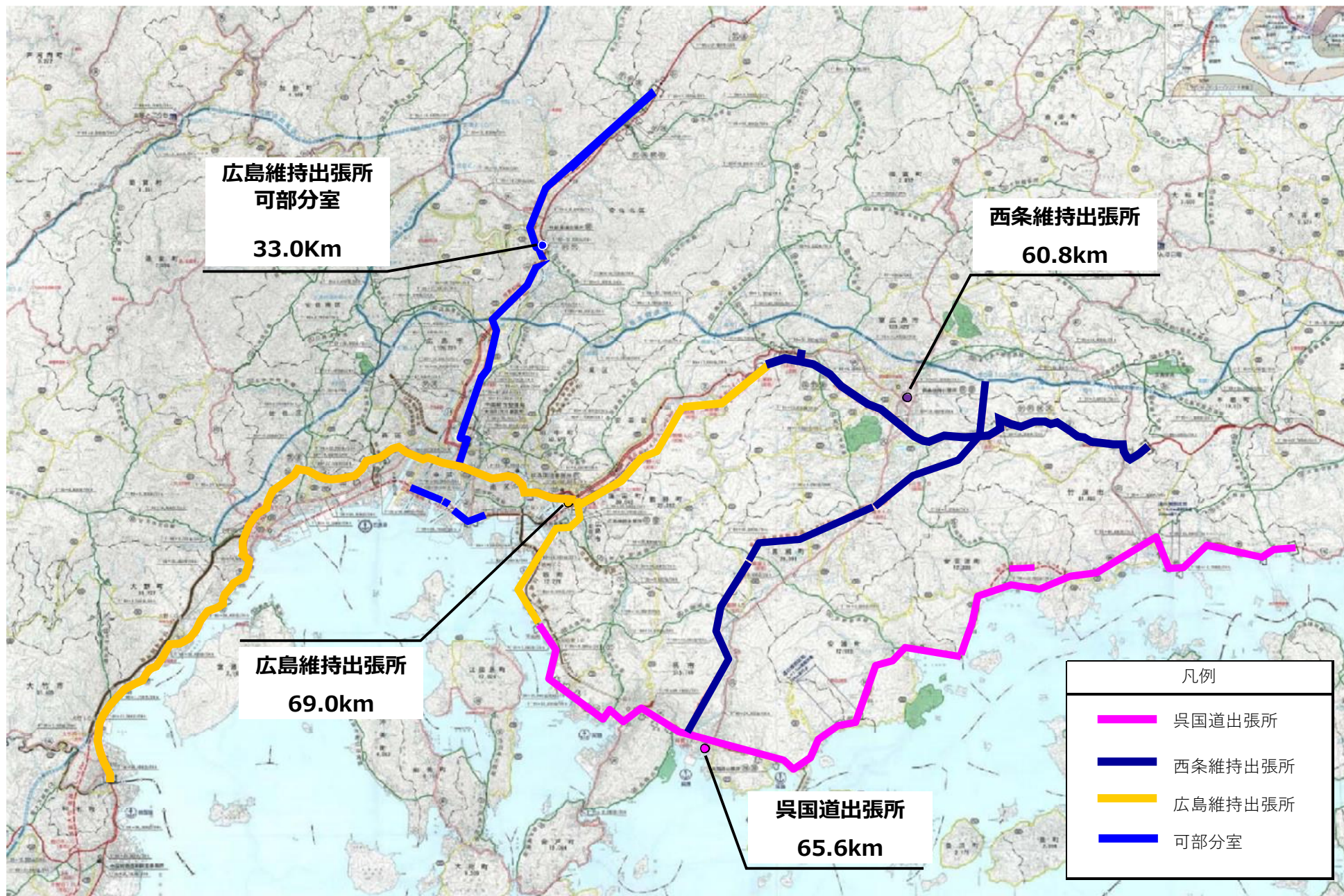
区 域 名	希望される順位	建設資機材等の搬入時間
可部地区		
呉地区		
西条地区		
広島地区		

- ①管内の4区域、全て記入して下さい。
- ②建設資機材等の搬入時間は、資機材置き場から希望する各出張所までの大凡の搬入時間を記載下さい。
- ③希望する地域が偏る場合は、必要に応じて調整する場合があります。
- ④順位の高い地域を優先した活動の実施とする。

記載例

区 域 名	希望される順位	建設資機材等の搬入時間
可部地区	第2希望	1.0 h
呉地区	第1希望	0.5 h
西条地区	第3希望	0.5 h
広島地区	第4希望	0.5 h

道路災害応急対策担当区域図



道路災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定

（目的）

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省広島国道事務所長 田宮 佳代子（以下、「甲」という。）が管理する一般国道において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、〇〇〇〇株式会社 中国支店 執行役員支店長 〇〇 〇〇（以下、「乙」という。）に対し、「道路災害応急対策活動等（工事）」[以下、「活動」という。]に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、広島国道事務所管内の下記①～④及び施工中の改築区間とする。

- ①可部地区（国道54号、広島南道路）
- ②呉地区（国道31号（呉市）、国道185号、安芸津バイパス）
- ③西条地区（国道2号（東広島市、竹原市）、東広島バイパス（東広島市）、東広島・呉自動車道）
- ④広島地区（国道2号（広島市、海田町、廿日市市、大竹市）、国道31号（広島市、海田町、坂町）、西広島バイパス、東広島バイパス（広島市、海田町）、岩国・大竹道路）

なお、基本協定参加資格確認申請書に添付された、担当区域希望調査票の順位を優先した活動の実施区域（以下、「実施区域」という。）とする。
ただし、甲が実施区域以外における協力を要請した場合には、乙は実施区域以外の活動に可能な限り協力するものとする。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）により応急対策活動を実施するものである。なお、実施区域外での活動を要請された場合も同様とする。また、緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6（以下、「災対法」という。）に基づき、移動命令の伝達、周知のための立て看板の設置、車両等の移動、土地の一時使用・障害物の処分の措置（以下、「車両移動等の措置」という。）も実施するものである。

（建設資機材等の報告）

第4条 乙は、公募時に提出した、提供可能な建設資機材等に著しく変動があった場合、又は甲から要請があった場合は、乙は書面により速やかに甲に報告するものとする。
2. 甲は、甲の保有する建設資機材等を、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）

第6条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。
3. 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものと見なし、乙の判断で出動するものとする。なお、集結場所は被害箇所最寄りの出張所とする。

（活動の実施）

第7条 乙は、第6条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2. 活動の直接の指示は、広島国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。
4. 災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（以下、「運用の手引き」という。）」により行うものとする。
5. 災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、乙は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

(説明会)

第8条 乙は、甲が保有する災害対策用機械の操作や運用の手引きに関する説明会等に、甲から参加要請があった場合には可能な限り参加するものとする。

(契約の締結)

第9条 甲は、乙に第6条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(保守工事請負業者との協力)

第10条 乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している保守工事業者（以下、「丙」という。）と協力して活動を実施するものとする。

2. 甲は、本活動の実施区域を担当する丙の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

(活動の完了)

第11条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第12条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第9条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第13条 甲は、第12条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第9条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第15条 本協定の有効期限は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2. 甲又は乙の一方からこの協定を解除させる旨の意思表示がなされた場合は、甲及び乙は協議を行い、解除を行うことができる。ただし、解除の意思表示は、解除を希望する2ヶ月前までに行うものとする。

3. 本協定期間の満了日の2ヶ月前までに甲、乙いずれからも協定締結に関して意思表示がない場合は、期間終了の日の翌日から1年間、本協定を更新するものとし、以後同様とする。ただし、一般競争参加資格及び技術者に変更が生じた場合は、基本協定締結説明書3. 応募資格の確認等に準じて提出するものとする。

なお、一般競争参加資格を失った場合は、基本協定を解除する。

(その他)

第16条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和6年 3月31日

甲 国土交通省 中国地方整備局

広島国道事務所長 田宮 佳代子

乙 ○○○○株式会社 中国支店

執行役員支店長 ○○ ○○